

# 高浜発電所3、4号機 原子炉設置変更許可までの流れ

添付資料1

項目		平成25年	平成26年		平成27年
原子力 規制委員会関連		7/8 新規制基準施行		12/17 審査書案策定	2/12 原子炉設置変更許可申請の許可
			12/18~1/16 審査書案に関する意見募集		
当社 関連	原子炉設置 変更許可申請 <sup>1</sup>	7/8 原子炉設置 変更許可申請書の提出	10/31 原子炉設置 変更許可申請の 補正書の提出	12/1 原子炉設置 変更許可申請の 補正書の再提出	1/28 原子炉設置 変更許可申請の 補正書の再提出
		許可			
			12/25 特定重大事故等対処施設に関する 原子炉設置変更許可申請書の提出		
	工事計画 認可申請 <sup>2</sup>	7/8 工事計画認可申請書の提出			2/2 工事計画認可申請の 補正書の提出
		8/5 工事計画認可の追加申請書の提出			
	保安規定 <sup>3</sup> 変更認可申請	7/8 保安規定 変更認可申請書の提出			

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）第43条の3の8に基づく手続きで、平成25年7月8日に施行された新規制基準を受けて変更した設置許可申請書に記載している重大事故に対処するための設備の設置及び体制の整備等の基本設計について、基準に適合していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）第43条の3の9に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、原子力規制委員会が定める技術上の基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）第43条の3の24に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子力規制委員会が定める保安規定審査基準に適合していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。